

令和8年度

被扶養者資格再確認の  
ご協力のお願い協会けんぽ京都支部  
公式キャラクター  
ふうらくん

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認を毎年度実施しています。「被扶養者状況リスト」が届いた事業所様におかれましては、**再確認**へのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは  
こちら

## 確認対象となる方（以下のいずれかに該当する被扶養者）

1

健康保険の資格が  
**重複している**  
可能性が高い方

2

同居が扶養認定の要件と  
なっている続柄の方のうち  
**被保険者と別居している**  
可能性が高い方

3

令和7年中の  
**課税収入額が130万円※1**  
を超過している方※2

※1 60歳以上は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者ではない場合は年間収入が150万円 ※2 18歳未満の方や令和8年4月1日以降に認定された方を除く

確認対象者がいない事業所様には「被扶養者状況リスト」を送付しておりません。

書類が届いた事業所様は「被扶養者状況リスト」に回答のうえ「郵送」ください。

送付時期 令和8年10月下旬～11月中旬 **必ずご提出いただく書類**

提出期限 令和8年12月11日(金)

扶養解除となる方が **いる** 場合 **原則、日本年金機構へ電子申請**

ただし、電子申請が難しい場合は、被扶養者状況リストとあわせて「被扶養者調書兼異動届(解除用)」を協会けんぽへ郵送

日本年金機構  
電子申請はこちら

| 被扶養者状況リスト |            | 扶養認定の有無 |         | 扶養認定の理由 |         |
|-----------|------------|---------|---------|---------|---------|
| 氏名        | 生年月日       | 扶養認定    | 扶養認定の理由 | 扶養認定    | 扶養認定の理由 |
| 山田 太郎     | 1980.01.15 | ○       | 扶養認定    | ○       | 扶養認定    |
| 山田 次郎     | 1985.03.10 | ○       | 扶養認定    | ○       | 扶養認定    |
| 山田 三郎     | 1990.05.20 | ○       | 扶養認定    | ○       | 扶養認定    |
| 山田 四郎     | 1995.07.25 | ○       | 扶養認定    | ○       | 扶養認定    |
| 山田 五郎     | 2000.09.30 | ○       | 扶養認定    | ○       | 扶養認定    |
| 山田 六郎     | 2005.11.05 | ○       | 扶養認定    | ○       | 扶養認定    |
| 山田 七郎     | 2010.12.10 | ○       | 扶養認定    | ○       | 扶養認定    |
| 山田 八郎     | 2015.01.15 | ○       | 扶養認定    | ○       | 扶養認定    |
| 山田 九郎     | 2020.02.20 | ○       | 扶養認定    | ○       | 扶養認定    |
| 山田 十郎     | 2025.03.25 | ○       | 扶養認定    | ○       | 扶養認定    |

被扶養者状況の **変更の有無に関わらずご提出が必要** となります

注意事項 被扶養者状況リストは単票式のため控えがございません。控えが必要な場合はあらかじめコピーをお取りください。

職場内で掲示・回覧を  
お願いします。各種申請手続きは  
**電子申請**で!

詳細はこちら

けんぽアプリからも電子申請が可能です!  
そのほか健康情報もお届けしますので、  
ぜひご利用ください!

iOS



Android



# 「被扶養者でなくなった日」にご注意ください。

(扶養解除日)

資格を取得した場合は当日、亡くなった場合は翌日の日付です

健康保険の被扶養者として加入している方が就職等により被扶養者でなくなる場合、日本年金機構へ「被扶養者(異動)届」の提出※が必要です。※任意継続健康保険の場合は、協会けんぽへ提出してください。

「被扶養者(異動)届」に記入する被扶養者でなくなった日(扶養解除日)を間違ってしまうと、ご本人が意図せず受診日に健康保険の資格がない状態となってしまう、後日、医療費をお返しいただくよう返納金通知書をお送りするケースが発生しています。日付の記入にはご注意ください。



いま一度  
日付をご確認  
ください!

日付の  
記入誤りが  
多いケース

年が間違っている

【令和8年4月1日が解除日の場合】

○ 令和8年4月1日

✕ 令和7年4月1日

扶養解除日と資格取得日は  
同じ日です

【令和8年4月1日が資格取得の場合】

○ 令和8年4月1日(当日)

✕ 令和8年3月31日(前日)

「死亡日の翌日」が  
扶養解除日です

【令和8年4月1日死亡の場合】

○ 令和8年4月2日(翌日)

✕ 令和8年4月1日(当日)

また、扶養解除日の訂正を届出いただく場合、訂正届以外に確認書類が必要となることがあります。健康保険の切り替え時には、扶養解除日にご注意ください。

初コラボ! 全国健康保険協会 京都支部 × マイナビ 『健康経営セミナー』を開催します

## 京から学ぶ健康経営セミナー

オンライン  
開催

健康経営について事例を用いて  
実践のヒントを紹介

健康経営とは何か、なぜ今必要なのかを基本から整理し、取り組み企業の事例を通じて、職場づくりや人材定着につながる実践のヒントをわかりやすくお届けします。

2026.11.10(火)

14:00~16:00

定員 500名

こんな方におすすめ

- ・人材定着や職場づくりに悩んでいる
- ・他社の取り組みや社内への広げ方を知りたい

講師紹介

岡田邦夫 氏

NPO法人健康経営研究会理事長

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です

第1部 基調講演 企業の成長と健康経営  
～心身の健康づくりから始める経営戦略～

第2部 講師・京都企業2社の  
パネルディスカッション

申込は  
こちらから



発行者



全国健康保険協会 京都支部

京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町28-2 大和証券京都ビル2階

☎075-256-8630(代表)

受付時間 8:30~17:15(土日祝・12月29日~1月3日除く)

「ふうらくん」は全国健康保険協会の登録商標です。